

KABU&Wi-Fi 利用規約

令和 7 年 10 月 22 日現在

株式会社カブ&ピース

KABU&Wi-Fi 利用規約

利用規約	5
第一章 総則	5
第 1 条 （規約の変更）	5
第 2 条 （規約の掲示）	5
第 3 条 （用語の定義）	5
第二章 通信サービスの種類	8
第 4 条 （通信モード）	8
第三章 利用契約	8
第 5 条 （契約の単位）	8
第 6 条 （申込みの方法）	8
第 7 条 （申込みの承諾）	9
第 8 条 （契約者の氏名等の変更情報の届出）	10
第 9 条 （契約に基づく権利の譲渡の禁止）	11
第 10 条 （最低利用期間の適用）	11
第 11 条 （契約者が行う利用契約の解約）	11
第 12 条 （初期契約解除）	11
第 13 条 （当社が行う利用契約の解約）	12
第 14 条 （本サービスの利用の一時中断）	13
第四章 機器の据付及び配線	13
第 15 条 （UIM カードの貸与）	13
第 16 条 （電話番号その他の情報の登録等）	13
第 17 条 （UIM カードの情報消去及び破棄）	13
第 18 条 （UIM カードの管理責任）	14
第 19 条 （UIM カード暗証番号）	14
第 20 条 （無線機器の接続）	14
第 21 条 （無線機器に異常がある場合等の検査）	15
第 22 条 （無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）	16
第 23 条 （無線機器の電波法に基づく検査）	16
第五章 利用中止及び利用停止	16
第 24 条 （利用中止）	16
第 25 条 （利用停止）	16
第六章 通信	17
第 26 条 （インターネット接続サービスの利用）	17
第 27 条 （通信の条件）	18
第 28 条 （通信利用の制限①）	18

第 29 条 (通信利用の制限②)	19
第 30 条 (通信利用の制限③)	20
第 31 条 (児童ポルノ流通防止に関する通信制限)	20
第七章 利用料金	20
第 32 条 (利用料金)	20
第 33 条 (基本使用料の支払義務)	20
第 34 条 (基本使用料の日割り)	21
第 35 条 (プラスエリアモードオプション料等の支払義務)	22
第 36 条 (ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払義務)	22
第 37 条 (手続きに関する料金の支払義務)	22
第 38 条 (決済手数料の支払義務)	22
第 39 条 (解約金の支払義務)	23
第 40 条 (料金の計算方法等)	23
第 41 条 (受取拒否・受取放置)	23
第 42 条 (債権の譲渡又は委託)	23
第 43 条 (債権の譲渡又は委託の取り消し)	24
第 44 条 (利用料金の請求)	24
第 45 条 (利用料金の支払い)	24
第 46 条 (料金の一括後払い)	25
第 47 条 (利用料金の臨時減免)	25
第 48 条 (期限の利益喪失)	25
第 49 条 (端数処理)	25
第八章 保守	25
第 50 条 (当社の維持責任)	25
第 51 条 (契約者の維持責任)	26
第 52 条 (契約者の切分責任)	26
第 53 条 (混信等の防止責任)	26
第 54 条 (修理又は復旧)	26
第九章 損害賠償	26
第 55 条 (責任の制限)	26
第 56 条 (免責)	27
第十章 雑則	28
第 57 条 (承諾の限界)	28
第 58 条 (無線事業における利用の禁止)	28
第 59 条 (利用に係る契約者の義務)	28
第 60 条 (他の電気通信事業者への通知)	28

第 61 条	(契約者に係る情報の利用)	29
第 62 条	(認定機器以外の無線機器の扱い)	29
第 63 条	(合意管轄裁判所)	29
第 64 条	(準拠法)	29
料金表		30
第 1 表	本サービスに関する料金	30
第 1	基本使用料	30
第 2	プラスエリアモード料	30
第 3	負担金	31
第 4	手続きに関する料金	31
第 5	解約金	32
第 6	決済手数料	32
別記 1	インターネット接続サービスの利用における禁止行為	32
別記 2	端末売買規約	33
第 1 条	(売買規約の適用範囲)	33
第 2 条	(端末売買契約の申込み)	34
第 3 条	(端末売買契約の成立)	34
第 4 条	(販売代金等)	34
第 5 条	(支払方法)	34
第 6 条	(端末の引渡し及び所有権の移転)	35
第 7 条	(債務の履行の継続)	35
第 8 条	(期限の利益の喪失)	35
第 9 条	(端末の交換)	36
第 10 条	(当社による端末売買契約の解約)	36
第 11 条	(お客様による端末売買契約の解除)	37
第 12 条	(対象物品の返品等)	37
第 13 条	(機器(商品)損害金の支払義務)	37
第 14 条	(端末代金)	38

利用規約

株式会社カブ&ピース（以下「当社」といいます。）は、当社の提供する KABU&Wi-Fi（以下「本サービス」といいます。）利用規約（以下「本規約」といいます。）を以下の通り定め、これにより本サービスを提供します。

第一章 総則

第 1 条 （規約の変更）

1. 当社は、合理的と認められる範囲で本規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の規約によります。
2. 当社は、本規約を変更する場合は、変更後の約款の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
3. 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法によりその内容を説明します。

第 2 条 （規約の掲示）

当社は、本規約（変更があった場合は変更後の規約）を当社の指定するホームページに掲示します。

第 3 条 （用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信事業者	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出を行った者
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であり、1 の

	部分の設置の場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、KABU&Wi-Fi に係る契約に基づいて使用されるもの
無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備であって、次のもの (1) 無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号第 49 条の 29 に定める条件に適合する無線基地局設備（当社が設置するものに限ります。以下「WiMAX2+基地局設備」といいます。） (2) 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 3 条第 1 項第 8 号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）に定める第五世代移動通信システムによるもの（提携事業者が設置するものに限ります。） (3) 無線設備規則第 49 条の 29 の 2 に定める条件に適合する無線基地局設備（当社が設置するものに限ります。以下前号とあわせて「5G 基地局設備」といいます。） (4) 電波法施行規則第 3 条第 1 項第 8 号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則に定める三・九ー四世代移動通信システムによるもの（提携事業者が設置するものに限ります。以下「LTE 基地局設備」といいます。）
UQ 通信網	UQ コミュニケーションズ株式会社（以下「UQ」といいます。）が提供する主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
KABU&Wi-Fi	UQ 通信網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、当社が無線基地局設備と契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
契約者回線	無線基地局設備と契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
サービス取扱所	(1) KABU&Wi-Fi に関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により KABU&Wi-Fi に関する契約事務を行う者の

	事業所
利用契約	本規約に基づき当社から KABU&Wi-Fi の提供を受けるための契約
利用料金	第 32 条（利用料金）に定めるサービス利用に係る利用料金
契約者	当社と本規約に基づき契約を締結している者
UIM カード	電話番号その他の情報を記憶して無線機器に装着して使用する IC カードであって、KABU&Wi-Fi の提供のために当社が契約者に貸与するもの
利用開始日	本規約に基づき契約を締結、当社倉庫より端末出荷した日を利用開始日とする
利用月	1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
提携事業者	株式会社 JPIX、KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社
セッション	UQ 又は提携事業者の電気通信設備において無線機器に係る IP アドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）の割り当てを維持している状態
グローバル IP アドレス	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターその他 I P アドレスを管理及び指定する事業者が割り当てる I P アドレス
プライベート IP アドレス	グローバル IP アドレス以外の IP アドレス
WiMAX2+通信	WiMAX2+基地局設備と無線機器との間に設定される契約者信回線により行われる通信
5G 通信	5G 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
LTE 通信	LTE 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための

	負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和２年総務省令第110号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
WiMAX+5G サービス	当社が無線基地局設備と KABU&Wi-Fi 契約者が指定する無線機器（5G 通信を行うことができるものに限りです。）との間に電気通信回線を設定して提供する KABU&Wi-Fi の種類
WiMAX2+サービス	WiMAX+5G サービス以外の KABU&Wi-Fi が提供する通信サービスの種類

第二章 通信サービスの種類

第 4 条 （通信モード）

契約者は次表に定める通信モード（それぞれ同表の右欄に定める通信を利用可能とする無線機器の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。以下同じとします。）を選択することができます。

本サービスの種類	通信モード	利用可能な通信
WiMAX+5G サービス	スタンダードモード	当社所定の WEB サイトに掲載しているスタンダードモードに係る区域における WiMAX2+通信、5G 通信及び LTE 通信
	プラスエリアモード	当社所定の WEB サイトに掲載しているプラスエリアモードに係る区域における WiMAX2+通信、5G 通信及び LTE 通信

備考 スタンダードモード又はプラスエリアモードに係る区域を定めた所定の WEB サイトは次のとおりです。

<https://kabuand.com/wifi>

第三章 利用契約

第 5 条 （契約の単位）

当社は、利用契約に係る 1 の申込みごとに 1 の利用契約を締結します。この場合、契約者は、1 の利用契約につき 1 人に限ります。

第 6 条 （申込みの方法）

本サービスの利用を希望する者は、カブアンド会員利用規約、本規約及び本サービスに関する

WEB サイト上の記載の内容に同意のうえ、当社所定の契約申込書をサービス取扱所に提出していただきます。ただし、オンラインサインアップ（いずれかの電気通信サービスを利用して、当社が定める契約事項をその KABU&Wi-Fi の契約事務を行うサービス取扱所に送信することをいいます。以下同じとします。）により利用契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

第 7 条 （申込みの承諾）

1. 当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 前項の規定に関わらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。
3. 当社は、次の場合に該当することが判明した場合には、利用契約の申込みを拒否することができ、利用契約成立後であっても、利用契約の全部又は一部を解約することができます。
 - (1) 利用契約の申込みをした者が実在しないとき。
 - (2) 利用契約の申込みの際に届け出た事項について虚偽の内容又は不備があることが判明した場合。
 - (3) 利用規約の申込みをした者が本サービスに係る料金その他の債務の支払いを怠り、又は怠る恐れがあるとき。
 - (4) 前条に基づき提出された契約書その他の書類に不備があるとき。
 - (5) 利用契約の申込みをした者の利用料金の決済に用いるクレジットカードのカード会社や口座振替の銀行の承認が確認できない場合。
 - (6) 利用契約の申込みをした者の年齢が満 18 歳未満であり、法定代理人の同意を得ていない場合。
 - (7) 利用規約の申込みをした者が第 25 条（利用停止）の第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、KABU&Wi-Fi の利用が停止されたことがある又は KABU&Wi-Fi に係る契約の解約又は解除を受けたことがあるとき。
 - (8) 利用規約の申込みをした者が当社の他サービスの利用において規約違反があったとき。
 - (9) 利用契約の申込みをした者が、当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用する可能性があると当社が判断した場合。
 - (10) 第 58 条（無線事業における利用の禁止）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (11) 第 59 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (12) 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力であるか、又は反社会的勢力と関わりがあると判明したとき。

(13) 利用契約の申込みをした者へのサービスの提供が、技術上又は当社の業務の遂行上支障があると当社が判断したとき。

(14) その他、当社が契約者として適当ではないと判断した場合。

4. 前条に基づく申込完了後、申込キャンセルはできません。解約又は解除（初期契約解除を含みます。）となり、所定の手続きが必要となります。
5. 当社が申込みを承諾した場合、事業法第 26 条の 2 に基づく契約書面の交付は、電磁的方法によって行うものとします。契約者が希望する場合は、契約書面を別途郵送するものとします。

第 8 条 （契約者の氏名等の変更情報の届出）

1. 当社は本規約に基づき、契約者に通知その他の連絡を行う必要がある場合であって、書面や電子メール等電磁的手段、その他の当社の定める方法により通知を行うときは、契約者から届け出のあった氏名、名称、住所、連絡先の電話番号及びメールアドレス、並びに請求先情報に係る情報（以下「契約者連絡先」といいます。）に基づいて行います。
2. 契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、その旨を速やかにサービス取扱所に届け出るものとします。当社は契約者からの届出を受けたときは、第 7 条（申込みの承諾）の規定に準じて取り扱うものとします。
3. 当社は、前項の届出を受けたときは、その変更のあった事実を証明する書類の提示を契約者に求めることがあります。
4. 契約者は、本条第 2 項の届出を怠ったことにより、当社又は料金回収会社等（当社が本規約の料金表に基づく料金の回収を委託する場合の当該委託先事業者をいいます。以下同じとします。）がその契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等の送付したときは、その書面等が不到達であったとしても、通常その到達すべき時にその契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意します。
5. 契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社又は料金回収会社等が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
6. 前二項の場合において、当社又は料金回収会社等は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
7. 本条第 2 項の届出がなされなかったことで契約者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社の故意又は重過失が存する場合を除き、当社は一切責任を負いません。
8. 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、本規約の規定により契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

第 9 条（契約に基づく権利の譲渡の禁止）

契約者は、契約者たる地位並びに本規約上契約者が有する権利および義務を当社の事前の同意を得ることなく第三者に譲渡又は承継させてはならないものとします。

第 10 条（最低利用期間の適用）

利用契約と同時に別記 2 端末売買規約に定める端末売買契約の申込みをする契約者は、利用契約に対する最低利用期間の適用を承諾するものとし、利用開始日から起算して 12 カ月以内の利用契約の解約に対して第 39 条（解約金の支払義務）に基づく解約金の支払義務が生じます。

第 11 条（契約者が行う利用契約の解約）

1. 契約者は、利用契約を解約しようとするときは、特別な事情がない限り、契約者本人より、当社所定の方法により、利用契約ごとにその旨をあらかじめサービス取扱所に申請していただきます。当社は、申請当日の所定の時間までに受付したものを当日解約として扱い、この時間以降に受付したものは翌日解約として扱います。
2. 契約者が第 12 条（初期契約解除）に基づき利用契約を解除しようとする場合には、前項の規定は適用されず、第 12 条（初期契約解除）の定めに応じて、解除の手続きを行うものとします。
3. 本条に基づき解約を行う場合、当該解約の処理時点において発生している料金表に定める料金その他債務の履行については、第七章利用料金に基づいてなされるものとします。
4. 契約者が解約の申請を行い、当社が受付したものは解約のキャンセルはできません。

第 12 条（初期契約解除）

1. 契約者は、本条の定めに従い、利用契約の初期契約解除（事業法 26 条の 3）を行うことができます。
2. 契約者は、初期契約解除の申請を行う場合、第 6 条（申込みの方法）に基づく申込みによる契約が成立し、当社が契約書面を交付した日を起算日として、8 日を経過するまでの間に当社に対して所定の方法にて、対象の利用契約を特定するために必要な情報を記載の上で申請するものとします。
3. 初期契約解除は、契約者が前項の申請を行った時に効力が生ずるものとします。
4. 初期契約解除による利用契約の解除は、契約者が前項の申請を行い、当社が解除処理した日を解除日とします。
5. 契約者が初期契約解除を行ったときは、利用契約に係る解約金の支払いを要しませんが、以下の対価については、支払いを要します。
 - ・ 契約事務手数料

- ・基本料金（日割り）
- ・電話リレーサービス料、ユニバーサルサービス料
- ・オプション料金（お申し込みされている場合）
- ・各種手続き費用（UIM カード再発行、再発送等の手続きが発生している場合）

※ 当該請求に係る額は、契約書面に記載した額となります。ただしプラスエリアモードの利用がある場合は、別表に定める所定の料金を追加請求いたします。

※ 初期契約解除されるお客さまにつきましては、当社が実施する各種キャンペーン等は適用されません

また、初期契約解除時、返却期日（利用開始日から起算して 22 日）を過ぎても商品一式の返送がなかった場合は追加で以下の対価についてお支払いいただきます。

- ・端末料金（お申し込みされている場合）

6. 契約者は、初期契約解除を行ったとき、UIM カード及び端末を所定の住所へ着払いで返送するものとします。UIM カード及び端末が期日までに返送されない場合、端末代金の支払義務が生じるものとします。
7. 当社指定の住所以外に送付した場合、前項後段と同じく端末代金の支払義務が生じるものとします。
8. 初期契約解除に関するその他の取扱いは、事業法第 26 条の 3、事業法施行規則及び総務省告示等の法令に定めるところによります。

第 13 条（当社が行う利用契約の解約）

1. 当社は、第 25 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、当社の指定する期間内にその停止事由を解消しない場合又は当社からの通知が契約者に到達しないことを確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第 25 条（利用停止）の第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないでその利用契約を解約することがあります。
3. 当社は、契約者について、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその利用契約を解約することができます。
4. 長期不在や登録住所の相違等の契約者都合により当社倉庫へ UIM カード又は端末が返送された場合、利用契約は自動的に解約されるものとします。ただし、契約者が UQ が提供する「端末補償サービス」に加入している場合で端末が返送されたときは、当該端末の返送から契約者からの問い合わせがないまま 2 週間が経過した時点で利用契約は自動的に解約されるものとします。
5. その他、当社が契約者として適当ではないと判断した場合、その利用契約を解約することができます。

6. 当社は、本条の規定により、その利用契約を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、当社が緊急やむを得ないと判断したときは、この限りではありません。

第 14 条（本サービスの利用の一時中断）

1. 当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、利用契約に係る本サービスの利用の一時中断を行います。
2. 契約者は、本サービスの利用の一時中断の解除を希望する場合、当社に対して、所定の方法により当該解除の申請を行う必要があります。
3. 前二項の一時中断及び一時中断の解除には、申請から一定の時間を要することがあります。

第四章 機器の据付及び配線

第 15 条（UIM カードの貸与）

1. 当社は、契約者に対し、UIM カードを貸与します。この場合において、貸与する UIM カードの数は、1 の利用契約につき 1 とします。
2. 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する UIM カードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。
3. 当社は、利用契約成立後、UIM カードを契約者情報の配送先住所に送付します。契約者が受取拒否又は受取放置を行い、当社が再発送を行った場合は、契約者は当該再配送にかかる送料を支払うものとします。

第 16 条（電話番号その他の情報の登録等）

当社は、UIM カードを貸与する場合には、その UIM カードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

第 17 条（UIM カードの情報消去及び破棄）

1. 当社は、次の場合には、当社の貸与する UIM カードに登録された電話番号その他の情報を消去することがあります。当社は情報の消去に起因する損害については、かかる損害につき当社の故意又は重過失が認められる場合を除き、責任を負わないものとします。
 - (1) その UIM カードの貸与に係る利用契約の解除又は解約があったとき。
 - (2) UIM カード変更その他の事由により UIM カードを利用しなくなったとき。
 - (3) 当社の指示によらず UIM カードを当社に返却したとき。
2. 当社から UIM カードの貸与を受けている契約者は、前項各号に該当する場合、当社の指示

に従ってその UIM カードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。当社の指示に従わなかったことにより、契約者に生じた損害（破棄せず、当社に返品した場合に、UIM カードに登録された情報等の漏洩等が生じた場合も含まれます。）については、当社は一切責任を負いません。

第 18 条（UIM カードの管理責任）

1. 契約者は、当社から貸与を受けている UIM カードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
2. 契約者は、UIM カードの盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出てください。
3. 当社は、契約者以外の者が UIM カードを利用した場合であっても、その UIM カードの貸与を受けている契約者が利用したものとみなします。
4. 当社は、契約者が貸与を受けている UIM カードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

第 19 条（UIM カード暗証番号）

UIM カードに登録ができる UIM カード暗証番号（その UIM カードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。）は、「0000」の固定値とし、契約者は任意の値を設定することができません。

第 20 条（無線機器の接続）

1. 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、無線機器（UQ 及び提携事業者が付与された無線局の免許により運用することができるもの及び本サービスの契約者回線に接続することができるものであって、第 1 号及び第 2 号の表示（以下「技適マーク」といいます。）等により当社等が無線設備規則及び技術基準等（本条「無線機器が適合すべき技術基準等」に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していることが確認できるものに限り、以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。なお、契約者が、本サービスに接続するための無線機器として使用する端末機器は、当社が別途認める場合又は本規約で別に定める場合を除き、別記 2 端末売買規約に基づき当社より購入した機器に限り、
(1) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号）様式第 7 号又は第 14 号の表示

- (2) 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）様式第 7 号又は第 14 号の表示
2. 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その接続に用いる無線機器が、無線設備規則に適合していないとき。
 - (2) その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - (3) その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
 3. 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続に用いる無線機器が無線設備規則及び技術基準等に適合しているかどうかの技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - (1) 技適マークにより無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるとき。
 - (2) 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。
 4. 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。当社が当該検査の実施を委託する場合も同様とします。
 5. 契約者が、その無線機器を変更した場合についても、前 4 項の規定に準じて取り扱います。
 6. 契約者は、その契約者回線への無線機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

無線機器が適合すべき技術基準等

区分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則※
技術的条件	—

※電気通信事業法第 49 条第 1 項及び第 52 条第 1 項

第 21 条（無線機器に異常がある場合等の検査）

1. 当社は、契約者回線に接続されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
2. 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
3. 契約者は、第 1 項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

第 22 条（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

1. 契約者は、契約者回線に接続されている無線機器について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定に基づき、当社、UQ 又は提携事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
2. 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
3. 契約者は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

第 23 条（無線機器の電波法に基づく検査）

前条第 2 項に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第 2 項及び第 3 項の規定に準ずるものとします。

第五章 利用中止及び利用停止

第 24 条（利用中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。
 - (1) 当社、UQ 又は提携事業者の電気通信設備の保守上若しくは工的事業上やむを得ないとき。
 - (2) 第 28 条（通信利用の制限①）乃至第 31 条（児童ポルノ流通防止に関する通信制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをその契約者にお知らせ（個別の通知又は当社所定の WEB サイトに掲示する等の方法により行います。）します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 25 条（利用停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金回収会社等が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を料金回収会社等から受けたとき。
 - (2) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限

- ります。) 以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)
- (3) 本サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (4) 本サービスの利用料金の決済に用いる決済手段が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合
 - (5) 本サービスの利用料金の決済に用いる決済手段が緊急の事由により利用不能となり、クレジットカード会社又は金融機関から緊急に停止すべき旨の連絡が当社にきた場合
 - (6) 第 8 条（契約者の氏名等の変更情報の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
 - (7) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の本サービスに係る料金その他の債務又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のサービスに係る利用料金の債務（その規約等に定める料金その他当社に対して負担する一切の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (8) 契約者が本サービスの利用において第 59 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (9) 第 21 条（無線機器に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない無線機器の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
 - (10) 第 22 条（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第 23 条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。
 - (11) 第 58 条（無線事業における利用の禁止）の規定に違反したとき。
 - (12) その他、前各号のほか、本規約、クラブアンド会員利用規約、その他本サービスに関連して定める事項に違反した場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、利用停止後その契約者に通知します。ただし、緊急でやむを得ないときは、この限りではありません。

第六章 通信

第 26 条（インターネット接続サービスの利用）

契約者は、インターネット接続サービス（本サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

第 27 条（通信の条件）

1. 契約者は、当社が別に定めるサービス区域内に無線機器が在圏している場合に限り通信を行うことができます。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、その他建造物によって遮蔽されている場所、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
2. UQ 及び提携事業者は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
3. 本サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。
4. 本サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動します。
5. 契約者は、1 の利用契約において、同時に 2 以上の無線機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、本規約において特段の定めがある場合には、その定めによります。
6. 契約者は、1 の利用契約において、同時に 2 以上の Wi-Fi 機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、本規約において特段の定めがある場合には、その定めによります。
7. 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、当社に故意又は重大な過失がない限り、一切の責任を負わないものとします。ただし、利用契約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合はこの限りではありません。
8. 無線機器に使用される IP アドレスには、プライベート IP アドレスとグローバル IP アドレスとがあり、当社がそのいずれかを動的に割り当てるものとします。
9. 当社は、インターネットに係る電気通信設備（当社が設置したものを除きます。）において行われる通信の品質を保証しません。

第 28 条（通信利用の制限①）

当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものである通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名

気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 新聞社等の機関 金融機関 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関
備考 上欄に定めるそれぞれの対象機関は、事業法施行規則第 56 条第 1 号の規定に基づき、総務大臣が指定する機関をいいます。以下同じとします。

第 29 条（通信利用の制限②）

1. 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。
 - (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線に係る通信の利用を制限すること。
 - (2) 当社、UQ 又は提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社、UQ 又は提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社、UQ 又は提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。
 - (3) 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社、UQ 又は提携事業者の電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
 - (4) 当社、UQ 又は提携事業者の電気通信設備に継続して著しい負荷が生じ、一定期間その解消が見込まれないと当社が認めた場合に、本サービスの円滑な提供のために、本サービスの契約者回線について、データ通信の伝送速度を制限すること。

2. 当社は、その契約者回線に係る通信の1利用月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含みます。以下「累計課金対象データ量」といいます。）が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む利用月の末日までの間、その契約者回線に係る通信の伝送速度を最高 128kbps に制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。）を行います。なお、総量速度規制はプラスエリアモードのみを適用対象とします。

区分	総量速度規制データ量
W i M A X + 5 G 卸サービス	32, 212, 254, 720 バイト (30 ギガバイト)

第 30 条（通信利用の制限③）

当社は、前2条の規定によるほか、当社、UQ 若しくは提携事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為その他法令に違反する行為により取得されたと判断した機器又は当社、UQ 若しくは提携事業者に対する代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断した機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

第 31 条（児童ポルノ流通防止に関する通信制限）

当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第七章 利用料金

第 32 条（利用料金）

本サービスの料金は、料金表第1表に規定する基本使用料、プラスエリアモードオプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、手続き又は解約に関する料金（以下、総じて「利用料金」といいます。）とします。その他の任意加入である本サービス以外の各オプションサービスの料金は、各オプションサービス規約によるものとします。

第 33 条（基本使用料の支払義務）

1. 契約者は、その利用契約に係る利用開始日から利用契約が終了した日（以下「提供終了日」

といいます。)までの期間(利用開始日と利用終了日が同一の日である場合は、その日)について、料金表第1表第1に規定する基本使用料の支払いを要します。ただし、本規約又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2. 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。
 - (1) 契約者は、第14条(本サービスの利用の一時中断)による利用の一時中断をしたときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
 - (2) 契約者は、第25条(利用停止)による利用停止があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりその利用に係る全ての契約者回線が利用できない状態(その利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料

3. 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第34条(基本使用料の日割り)

1. 当社は、次の場合が生じたときは、その利用日数に応じて基本使用料を日割りします。
 - (1) その利用開始日が利用月の初日以外の日であった場合の当該利用月の基本使用料
 - (2) その提供終了日が利用月の末日以外の日であった場合の当該利用月の基本使用料
 - (3) その利用開始日と提供終了日が同一の利用月の起算日であった場合の当該利用月の基本使用料
 - (4) 利用月の起算日以外の日、基本使用料の額が増加又は減少した場合の当該利用月の基本使用料。この場合、増加又は減少後の基本使用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第33条(基本使用料の支払義務)の第2項第3号の表の規定に該当する場合の該当する利用月の基本利用料
 - (6) 第40条(料金の計算方法等)の規定により利用月の起算日の変更があった場合の該

当する利用月の基本利用料

2. 前項第 1 号から第 5 号までの規定による基本使用料の日割りは、その利用月に含まれる日数により行います。この場合、前項第 5 号の規定による日割りにあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間の開始時刻が属する日を料金日とみなして日数を算出します。
3. 第 1 項第 6 号の規定による基本使用料の日割りは、変更後の利用月に含まれる日数により行います。

第 35 条（プラスエリアモードオプション料等の支払義務）

1. 契約者は、プラスエリアモードによる通信が行われた利用月について、料金表第 1 表第 2 に規定するプラスエリアモードオプション料の支払いを要します。
2. プラスエリアモードオプション料については、日割りは行いません。

第 36 条（ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払義務）

1. 契約者は、利用月の末日が経過した時点で、本サービスの提供を受けていたときは、当該利用月にかかる料金表第 1 表第 3 に規定するユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要します。
2. 契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、本サービスに係る電話番号が M2M 等専用番号である場合、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要しません。
4. ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、日割りは行いません。

第 37 条（手続きに関する料金の支払義務）

契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表第 4 に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除若しくは解約又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第 38 条（決済手数料の支払義務）

契約者は、本サービスに一定の期間、利用料金の不払い等の事情がある場合、当社又は料金回収会社等が指定する決済方法を通じて利用料金を支払うものとします。その際は、料金表第 1 表第 6 に規定する決済手数料の支払いを要します。

第 39 条（解約金の支払義務）

利用契約と同時に別記 2 に定める端末売買契約の申込みをした契約者は、利用開始日から起算して 12 カ月以内に利用契約が解約となった場合は、料金表第 1 表第 5 に規定する解約金の支払いを要します。

第 40 条（料金の計算方法等）

1. 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、プラスエリアモードオプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料は、利用月に従って計算するものとします。ただし、本規約の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の利用月の起算日を変更することがあります。
3. 料金の計算は、料金表に規定する税込額（消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）により行います。

第 41 条（受取拒否・受取放置）

当社は、契約者が当社の WEB サイトから注文した商品（UIM カード等）に対し、正当な理由なく受取拒否を行い、又は受取放置を行った場合は、その結果当社に生じた再配送手数料、事務手数料を請求する場合があります。

第 42 条（債権の譲渡又は委託）

1. 契約者は、その利用契約に基づき生じたすべての債権について、当社が料金回収会社等に譲渡又は委託することを承諾していただきます。
2. 前項の譲渡又は委託に関して、契約者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。
 - (1) 契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先その他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が料金回収会社等に提供すること。
 - (2) 料金回収会社等が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、料金回収会社等から当社へその旨の通知を受けること。
3. 第 1 項の場合において、当社及び料金回収会社等は、契約者への個別の通知又は譲渡（委託）承諾の請求を省略するものとします。

第 43 条（債権の譲渡又は委託の取り消し）

1. 当社は、前条の規定により譲渡又は委託した債権について、当社が必要と判断した場合には、料金回収会社等から債権の全部又は一部の譲渡又は委託を取り消して請求できるものとしします。
2. 前項の規定により債権の譲渡又は委託を取り消す場合には、当社及び料金回収会社等は、契約者への個別の通知又は譲渡（委託）承諾の請求を省略するものとしします。

第 44 条（利用料金の請求）

当社及び料金回収会社等は、本規約に別に定める場合その他当社又は料金回収会社等が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

第 45 条（利用料金の支払い）

1. 契約者は、利用契約に係る利用料金の支払いは、クレジットカード決済又は口座振替、その他当社の指定する決済方法によるものとしします。
2. 契約者は、利用契約に係る利用料金について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。
3. 利用料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
4. 契約者は、利用契約に係る利用料金の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、第 1 項の規定により指定した支払方法にかかわらず、別途当社又は料金回収会社等が指定する決済方法を通じて利用料金を支払うものとしします。
 - (1) 当社が定める支払期日までに利用料金の支払いが行われなとき
 - (2) クレジットカード又は銀行口座が使用不能（残高不足等で支払いができない状態を含むがこれに限らない）であることを当社が知ったとき。
5. 前項の場合において、当社は、その該当した支払方法が変更されない限り、利用契約に係る利用料金の請求を継続するものとし、契約者は、別途当社又は料金回収会社等が指定する決済方法を通じて利用料金を支払うものとしします。
6. 契約者は、第 42 条（債権の譲渡又は委託）の規定により譲渡又は委託した債権について、料金回収会社等が前 5 項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。
7. 契約者は、利用契約に係る利用料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

第 46 条（料金の一括後払い）

当社は、特別の事情がある場合は、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第 47 条（利用料金の臨時減免）

1. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。
2. 当社は、前項の規定により利用料金の減免を行うときは、当社の指定するホームページに掲載する等の方法により、そのことを周知します。

第 48 条（期限の利益喪失）

1. 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、契約者は、本規約に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社及び料金回収会社等に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。
 - (1) 契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不履行があったとき。
 - (2) 契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき
 - (3) 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (4) 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
 - (5) その他契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。
 - (6) 第 13 条（当社が行う利用契約の解約）各項に該当する事由が認められるとき。
2. 契約者は、前項第 2 号から第 4 号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第 49 条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、本規約に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第八章 保守

第 50 条（当社の維持責任）

当社は、UQ 又は提携事業者の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するように維持するよう、UQ 又は提携事業者に求めます。

第 51 条（契約者の維持責任）

1. 契約者は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。
2. 前項の規定のほか、契約者は、無線機器を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

第 52 条（契約者の切分責任）

契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他 UQ 又は提携事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に UQ 又は提携事業者の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

第 53 条（混信等の防止責任）

契約者は、自ら調達した無線機器を契約者回線に接続する場合は、電波法第 56 条の規定に基づく他の無線局等への混信その他の妨害を防止するため、UQ 及び提携事業者の無線局の運用に協力していただきます。

第 54 条（修理又は復旧）

当社は、UQ 又は提携事業者の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するよう UQ 又は提携事業者に求めます。ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第九章 損害賠償

第 55 条（責任の制限）

1. 当社は、利用契約に基づき本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その利用契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態（その利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、その利用契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サ

ービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第 1 表第 1 に規定する料金

3. 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、第 34 条（基本使用料の日割り）の規定に準じて取り扱います。
4. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しません。

第 56 条（免責）

1. 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。ただし、利用契約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合はこの限りではありません。
2. 当社は、本サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用若しくは所有している無線機器（その無線機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。
3. 当社は、利用契約の申込み受付後、原則として無線機器の発送当日を含む 2～3 日中に行いますが、機器の在庫状況、運送事情等により契約者への機器の到着が遅延する場合があります。その場合、当社はその間に生じた契約者の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除いて、その責任を負わないものとします。ただし、利用契約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合はこの限りではありません。
4. 当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、本規約等に別に定める場合を除き債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、契約者が直接被った損害のみを賠償し、逸失利益等の間接的に発生した損害は賠償の対象に含まれないものとします。また、上記賠償の総額は、契約者が当社に支払う 1 か月分の利用料金を上限とします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
5. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しません。
6. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、本規約に定める場合をのぞき、責任を負わないものとします。

第十章 雑則

第 57 条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本規約において特段の規定がある場合には、その規定によります。

第 58 条（無線事業における利用の禁止）

契約者は、本規約により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線 LAN アクセスサービス、携帯電話又は PHS に係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

第 59 条（利用に係る契約者の義務）

1. 契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1) 無線機器を取り外す・変更し、分解し、損壊し、その設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が無線機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。
 - (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で本サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記 1 に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
 - (5) 位置情報（無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。）を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
2. 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

第 60 条（他の電気通信事業者への通知）

契約者は、第 11 条（契約者が行う利用契約の解約）、第 13 条（当社が行う利用契約の解約）の規定に基づき利用契約を解約した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社が個人情報の取扱い等について定めたプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」といい

ます。)に定める電気通信事業者及び提携事業者からの請求に基づき、プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第 61 条（契約者に係る情報の利用）

本サービスの提供にあたり取得した個人情報の取扱いについては、プライバシーポリシー (<https://kabuand.com/documents/privacy-policy.pdf>) において定めます。

第 62 条（認定機器以外の無線機器の扱い）

契約者は、認定機器（当社が別に定めるところにより当社の要求項目に適合していることを認定した無線機器をいいます。）以外の無線機器を契約者回線へ接続して利用することができません。

第 63 条（合意管轄裁判所）

本規約又は本サービスに関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 64 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとします。

料金表

第 1 表 本サービスに関する料金

第 1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第 33 条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用	
(1) 基本使用料の料金種別の選択	基本使用料には、次の料金種別があります。
	基本使用料の料金種別
	KABU&Wi-Fi 基本プラン
(2) KABU&Wi-Fi に係る通信利用制限の取扱い	(ア) KABU&Wi-Fi 基本プランの契約者回線については、スタンダードモードによる通信に係る情報量を、第 29 条（通信利用の制限②）の第 2 項に定める累計課金対象データ量の集計から除外します。 (イ) KABU&Wi-Fi 基本プランの契約者回線に係るスタンダードモードによる通信については、総量速度規制を行いません。 (ウ) KABU&Wi-Fi 基本プランの契約者回線については、WiMAX2+基地局設備の混雑状況により WiMAX2+通信の伝送速度を制限する場合があります。

2 料金額

KABU&Wi-Fi サービスの 1 利用契約毎の料金

区分	料金額（月額）
	次の税込額
KABU&Wi-Fi 基本プラン	4,950円

第 2 プラスエリアモード料

1 適用

プラスエリアモードオプション料については、第 35 条（プラスエリアモードオプション料等の支払義務）の規定に定めます。

2 料金額

区分	料金額（月額）
----	---------

	次の税込額
プラスエリアモードオプション料	1,155円

第 3 負担金

本サービスの電話番号一つに対して、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料が発生いたします。

区分	料金額
ユニバーサルサービス料	事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金※1
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）に定める電話リレーサービス支援機関に納付する負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和 2 年総務省令第 110 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金※2

※1 電話会社が負担する 1 電話番号当たりの負担額（番号単価）は、ユニバーサルサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、半年に 1 回料金の見直しが行われているため、その内容に応じてお客様にお支払いいただく料金に変更される場合があります。なお、「ユニバーサルサービス制度」について、詳しくは、社団法人電気通信事業者協会のホームページ（<http://www.tca.or.jp/universalservice/>）にてご確認ください。

※2 電話会社が負担する 1 電話番号当たりの負担額（番号単価）は、電話リレーサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、1 年に 1 回料金の設定が行われているため、その内容に応じてお客様に料金をお支払いいただきます。なお、「電話リレーサービス制度」について、詳しくは、社団法人電気通信事業者協会のホームページ（https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/）にてご確認ください。

第 4 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第 37 条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
契約事務手数料	利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する

	料金
UIM カード再発行手数料	UIM カードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たな UIM カードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
再発送手数料	当社が利用者へ配送する端末機器又は UIM カード等について、利用者が不在等の理由により当社へ返戻されたものを利用者へ再配送したときに支払いを要する料金

2 料金額

区分	単位	料金額
		次の税込額
契約事務手数料	1 利用契約ごとに	3,300 円
UIM カード再発行手数料	1 枚ごとに	2,200 円
再発送手数料	1 再発送ごとに	1,100 円

第 5 解約金

利用契約の解約金の扱いは、第 39 条（解約金の支払義務）の規定によるほか以下のとおりとする。

区分	単位	料金額
		不課税
解約金	1 利用契約ごとに	5,000 円

第 6 決済手数料

決済手数料の扱いは、第 38 条（決済手数料の支払義務）の規定によるほか以下のとおりとする。

区分	単位	料金額
		次の税込額
決済手数料	収納 1 件ごとに	所定の手数料

別記1 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為

- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待、児童ポルノ等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人の ID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- (14) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (15) その他法令に違反する行為
- (16) (1) から (15) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

別記2 端末売買規約

端末売買規約（以下「売買規約」といいます。）は、本サービスの利用にかかる利用契約の申し込みを行う者が当社の本規約に定める利用契約の申込みと同時に購入する端末機器に係る契約（以下「端末売買契約」といいます。）の内容を以下の通り定めます。

第 1 条 （売買規約の適用範囲）

1. 端末売買契約の申込みができる者は、当社との間に利用契約の締結を希望し、その申込みを行っている者又は利用契約の契約者に限ります。
2. 契約者は、売買規約に基づく本サービスを利用する場合、売買規約に基づき当社から端末機器を購入し、これを本サービスの無線機器として利用しなければなりません。
3. 売買規約と本規約に抵触がある場合には、端末機器の購入に関する限り、売買規約が優先して適用されます。

第 2 条 （端末売買契約の申込み）

1. 端末売買契約の締結を希望する者（以下、売買規約において「お客様」といいます。）は、当社所定の方法により、売買規約等にあらかじめ同意のうえで、申し込んでいただきます。当社は、お客様が端末機器の購入を申し込んだことをもって、売買規約に同意したものとみなします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) お客様が前項の申込みにおいて当社に対して虚偽の申告を行った場合。
 - (2) お客様が売買規約等に基づき生じる債務の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合。
 - (3) 端末の配送先として日本国外の住所が指定されている場合。
 - (4) 当社が本サービスの利用契約の申込みを承諾しない場合。
 - (5) その他当社が申込みを承諾することにつき不適当と判断した場合。
3. 当社は、お客様が未成年者であり、法定代理人の同意を得ていないと判断した場合には、第 1 項の申込みを承諾しません。

第 3 条 （端末売買契約の成立）

1. 端末売買契約は、当社が前条に基づく申込みの受付を完了し、これを承諾した時点で成立するものとします。
2. 前項の契約成立の承諾通知は、お客様が申込時に入力した電子メールアドレスへの電子メールの送信をもって行います。

第 4 条 （販売代金等）

端末の販売代金及び送料その他の諸費用（以下「販売代金等」といいます。）は、第 14 条（端末代金）にて別途定めるものとします。

第 5 条 （支払方法）

1. 販売代金等の支払いは、クレジットカード決済又は口座振替、その他当社の指定する決済方法によるものとし、当社が指定する期日（以下「支払期日」といいます。）に決済を行うものとします。
2. 本規約第 42 条乃至第 47 条の規定は、販売代金等の支払いに準用されるものとします。

第 6 条 （端末の引渡し及び所有権の移転）

1. 当社は、当社の指定する配送業者により端末を配送するものとします。なお、お客様は、当社が端末を配送するにあたり必要な事項を配送業者に提供及び開示すること、並びに配送業者がその委託先に提供及び開示することをあらかじめ承諾します。
2. 当社は、端末売買契約の締結に際してお客様から申告のあった配送先住所へ端末の配送を行い、配送の完了をもって、当社の売主としての引渡義務が履行されたものとします。
3. お客様は、端末の引渡しを受けたときは、直ちに端末の検査等を行い、破損、汚損、その他の不具合の有無、当社の商品手配の誤り等の確認を行い不良があったときは、直ちに当社にその旨連絡するものとします。
4. 端末の所有権は、端末代金の支払いが全て完了した時点で、当社からお客様へ移転するものとします。ただし、本規約第 13 条（当社が行う利用契約の解約）第 4 項但書に基づいて利用契約が解約された場合は、お客様は、当社が任意に端末を処分できることを予め承諾するものとします。

第 7 条 （債務の履行の継続）

1. お客様は、端末販売契約に基づく債務の完済までに、利用契約が解約された場合であっても、その原因の如何に関わらず、第 5 条（支払方法）記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。
2. お客様は、端末販売契約に基づく債務の支払いを怠ったときは、当社は利用契約を解約する場合があります。
3. お客様は、端末販売契約に基づく債務の完済までに商品が火災、風水害、盗難等により滅失・毀損した際でも、当社に対する債務の履行を継続するものとします。

第 8 条 （期限の利益の喪失）

1. お客様が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に端末販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - (1) 支払期日に賦払金の支払いを遅滞し、当社からその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、契約者がその期間内に支払わなかったとき。
 - (2) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。
 - (3) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。
 - (4) 前 2 号のほか、契約者の信用状態が著しく悪化したとき。
2. お客様が次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの請求により端末販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - (1) 端末販売契約上の義務に違反し、その違反が端末販売契約の重大な違反となるとき。

- (2) 信用状態が著しく悪化したとき。

第 9 条（端末の交換）

1. 当社は、お客様が購入された端末がお客様の責めに帰すべからざる事由により故障した場合であって、当社が端末機器を発送した日から起算して 14 日以内に当社所定の窓口へその旨の連絡し、かつ当社が行う問診の結果、故障の症状が再現できた場合に限り、端末の交換に応じるものとします。この場合、交換に要する送料は、当社が負担するものとします。
2. 前項に定める場合以外の端末の故障や、その他の不具合などに対する保証については、端末毎に製造事業者が定める保証規定に従うものとします。なお、端末の製造事業者の保証規定に基づく端末の保証について、当社は一切責任を負いません。
3. 第 1 項の端末の交換において、お客様が以下のいずれかにあてはまる場合は、端末料金と料金表記載の UIM カード再発行手数料を当社に支払うものとします。
 - (1) 返却期日（利用開始日から起算して 1 ヶ月以内）を過ぎても商品一式の返送がなかった場合
 - (2) 返送品に不足（本体/UIM カード/ケーブル類/保証書/個装箱/説明書/アダプタなど同梱品すべて）がある場合

第 10 条（当社による端末売買契約の解約）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、お客様との端末売買契約を解約することができるものとします。この場合において、お客様に帰責事由がある場合、当社のお客様に対して当社が被った損害の賠償を求めることができるものとします。
 - (1) お客様が本規約（売買規約を含みます。）に違反した場合
 - (2) 天災、不可抗力その他当社の責に帰すことのできない事由により当社が端末を給付完了できないとき
2. 本規約第 13 条（当社が行う利用契約の解約）に基づき利用契約が解約となった場合、当該契約に付随して締結した端末売買契約も終了します。なお、本規約第 13 条（当社が行う利用契約の解約）の第 4 項但書による解約の場合、お客さまは当社に対し端末代金の残債を支払うものとします。
3. お客様は、前項に基づき端末売買契約を解約した場合、料金表に定める端末代金に対する割引を終了し、端末代金の残債を支払わなければなりません。端末代金の残債をお支払いいただいた時点で第 6 条（端末の引渡し及び所有権の移転）により所有権は当社からお客様へ移転するものとします。

第 11 条（お客様による端末売買契約の解除）

1. お客様は、本契約が成立する前に当社が端末機器（本契約の対象となる本件商品と同一の型式のものに限ります。）の見本、カタログ等により示された端末機器の内容と納入を受けた端末機器とが相違している場合（その後にお客様が正しい端末機器の納入を受けた場合を除きます）、当社所定の方法により当社に通知することにより、本契約を解除することができます。
2. お客様が初期契約解除制度（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 26 条の 3 に規定されている契約の解除に関する制度をいいます。）に基づき利用契約を解除した場合、当社の定める方法及び期間内に端末売買契約も解除されるものとして、返品された端末に破損や欠品が無いことを確認します。破損等の症状が無い時は端末代金を請求しません。初期契約解除時における対価の支払いについては、本規約第 12 条（初期契約解除）に定めるものとします。

第 12 条（対象物品の返品等）

1. お客様は、端末売買契約を前条第 2 項に基づき端末を返品する場合、当該端末売買契約に基づき当社が引き渡した対象物品（その個装箱及び取扱説明書その他の付属品を含みます。以下同じとします。）を原状に復した上で、当社が指定する期日（以下「返品期日」といいます。）までに、当社が指定する場所へ返品していただきます。この場合、その返品に要する配送業者の送料は、着払いで当社が負担するものとします。
2. 当社は、前項の返品に際して、お客様が対象物品以外の私物等を同梱した場合であって、当社への到着日から起算して 30 日間が経過したときは、お客様が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものとします。
3. 当社は、次条の規定に基づきお客様に機器（商品）損害金の支払義務が生じた場合は、当該債務とお客様への返金額の支払債務とを対当額にて相殺するものとします。

第 13 条（機器（商品）損害金の支払義務）

1. 当社は、返品期日を経過してもなお対象物品が返品されない場合又は返品された対象物品やこれに装着された UIM カードに破損、汚損若しくは水濡れその他の不具合が確認された場合は、お客様に対し、下表に定める機器（商品）損害金を請求することができるものとします。

機器の種類	機器（商品）損害金（税込）
WiMAX+5G SA 機器（商品）	27,720 円
UIM カード	2,200 円

2. 前項の規定によりお客様が機器（商品）損害金を支払った場合は、当該対象物品の所有権はお客様に移転します。ただし、お客様より所有権を放棄する意思表示があったとき、又はお客様から当社に機器を送付し、返却のご請求がないまま機器（商品）損害金を弁済した日から起算して 30 日間が経過したときは、対象物品の所有権は当社に移転します。

第 14 条（端末代金）

以下のプランをご契約のお客様は、以下表に記載のいずれかの端末機器を選択できます。
端末代金のお支払方法は、分割払いのみとなります。

KABU&Wi-Fi 基本プラン

契約商品名	Speed Wi-Fi HOME 5G L13
製造者	ZTE
機種名	Speed Wi-Fi HOME 5G L13
数量	1 台
販売価格	27,720 円（税込）
分割払い回数	ご契約月から 24 ヶ月まで全 24 回支払い
1 回の分割払い金額	1,155 円（税込）

契約商品名	Speed Wi-Fi DOCK 5G 01
製造者	CPSpeed
機種名	Speed Wi-Fi DOCK 5G 01
数量	1 台
販売価格	27,720 円（税込）
分割払い回数	ご契約月から 24 ヶ月まで全 24 回支払い
1 回の分割払い金額	1,155 円（税込）

附則：本規約は 2025 年 10 月 22 日から実施します。